# 教育委員会交際費支出基準

2008年2月1日作成 2016年4月1日改正

# 1 -趣旨

この基準は、教育委員会が支出する教育委員会交際費(以下「交際費」という。)について、その 支出種別、支出の範囲及び額その他交際費の支出に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 支出種別及び支出額

交際費の支出種別及び支出額は、次に定めるとおりとする。

### (1)慶事

# ア. 祝金

各種大会、式典、行事等に出席する場合に、社会通念上の儀礼の範囲と認められる額 (5.000円)

(大会、式典、行事等の例)

- ・ 公益的及び公共的な団体であって教育委員会に貢献しているものが主催する大会等
- 教育行政に貢献のある個人の叙勲等受章祝賀会
- 教育行政の円滑な推進のために寄与している団体が開催する大会等

### イ. 会費

会費制で行われる各種行事 会費相当額

# (2) 弔事

#### 香典·供花等

別表に定める区分に応じ、香典又は供花に要する経費(香料については5,000円、供花についてはその都度協議し、決定した額)

#### (3)広告

### 暑中見舞い、広告等

市教育行政の円滑な運営に必要と認められる暑中見舞い、年賀等の広告等(その都度協議し、決定した額)

# (4)その他

# ア. 他市等への手土産

他の自治体、機関等を公務で訪問する場合に、社会通念上認められる範囲内の土産に要する額(概ね5,000円を限度とする。)

### イ. その他

市教育行政の円滑な運営に必要と認められ、社会通念上妥当と認められるお見舞い等(その都度協議し、決定した額)

### 3 領収書の取得

交際費を支出した際に、相手方からの領収書若しくは受領書又はそれに代わる支出したことがわかるもの(会葬礼状等)を可能な限り、取得すること。ただし、社会通念上、領収書または受領書を徴することができない場合は、この限りではない。

# 4 公表

交際費の支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。なお、公表は月を単位とし、当月分を翌月の末日までに市ホームページに掲載する。

- (1)支出日
- (2)支出種別
- (3)支出内容
- (4)支出金額